

令和 8 年度会計年度任用職員（延長保育士）募集要項

職 種	荒川区立保育園保育専門員（１種）
応募資格	保育士 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない方
業務内容	区立保育園における延長保育の乳幼児の保育業務等
勤務場所	荒川区立熊野前保育園
雇用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 勤務成績が良好な場合は、翌年度に再度任用される場合があります（原則 65 歳未満に限る）。採用後 1 か月は条件付き採用となります。ただし、任用後 1 か月の勤務日数が 15 日に達しない場合は、その日数が 15 日に達するまで延長します。
勤務時間	週 5 日、午後 2 時 15 分から午後 7 時 30 分まで（1 日 5 時間 15 分勤務）
休 日	土日祝日・年末年始
休 暇	年次有給休暇ほか
賃 金	月額 205,582 円（地域手当相当分含む） ※採用までに給与改定等があった場合は、その額によります。 ※通勤手当支給（上限あり） ※期末・勤勉手当支給
保 険	共済組合（短期）有、厚生年金保険有、雇用保険有
募集人数	1 名
選考方法	面接（面接日は別途連絡）
応募方法	下記 1、2 を令和 8 年 2 月 6 日までに持参または郵送してください。郵送の場合、封筒表面に「採用選考書類在中」と朱書きしてください。 1. 履歴書（顔写真貼付、応募動機の記載必須）

2. 保育士証の写し

※区でお預かりする個人情報、選考及び採用以外の目的には使用しません。

※採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

提出・問合せ先 荒川区子ども家庭部保育課保育支援係
〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3
電話03-3802-3111（内線3841）

〈参考〉

地方公務員法第16条（欠格条項）抜粋

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。